

■ 特定課題セッションⅢ 報告

「保育所保育におけるソーシャルワーク機能」

コーディネーター：小口将典（関西福祉科学大学）

保育ニーズが多様化し、より複雑化するなかで保育士には家庭や保護者の問題と向き合い、支援していく知識と技術が求められている。『保育所保育指針解説書』には、「保育士が行う子育てに関する相談や助言など、子育て支援のため、保育士や他の専門性を有する職員が相応にソーシャルワーク機能を果たすことも必要であり、その機能は現状では主として保育士が担う」と明記されている。つまり、保育の領域においてもソーシャルワークの視点と技術が求められていることを意味している。

しかし、実際の保育現場は保育士が担ういわゆる保育実践にソーシャルワーク機能を付与することの必要性が強調されながらも明確な援助技術としての確立がなされておらず、より困難さを増す対応に適切な解決方法が見出せずに苦慮しているのが現状である。

こうした背景を踏まえ、本セッションでは保育所保育に焦点を当て、福祉的な視点で改めて現代社会における保育所の役割をとらえ直すことにした。さらに、より保育の専門性を高めるためにソーシャルワーク機能がどのように活用できるのかを「保育ソーシャルワーク」の確立に向けて議論を深めた。

丸目満弓会員の報告では、近年の保育士養成のカリキュラム編成を踏まえ、保育士養成の立場から、「ソーシャルワークの関連科目は増えたが、保育現場における保育ソーシャルワークの位置づけが曖昧なため、卒業後すぐに保育士としてソーシャルワークを行うことをイメージした指導がしにくい」「既存の保育の枠組みを超えない”、“ソーシャルワークの一部活用”という現行の枠組みに限界があり、保育ソーシャルワークの実践が深まりにくい」という指摘から、制度的位置づけを確立すべきという提案がなされた。

前田佳代子会員の報告では、保育所保育士の業務分析をもとに、実際に保育士としての自身の経験を踏まえての提起があった。「保育所保育は、子どもの保育が本務であり、その保護者支援にあたっての時間軸を伴うその過程において保育ソーシャルワークの機能が用いられる」「現状では、園長や主任がその役割を担っている」。また、「これまでも保育の領域では保育指導という形で保護者支援は行われてきており、そのどこまでが保育であり、どこからがソーシャルワークという線引きは難しい」というものであった。

得津慎子会員の報告は、ファミリーソーシャルワークの立場から、現場の保育士が見通しのもった支援を展開するために、より支援を可視化しエビデンス

を考えることのできる事例分析シートの開発過程から考察された内容であった。「連携の確認、ストレングス視点の導入、実際に支援を動かしていくシステム作りが必要である」ことが提起された。

齋藤知子会員の報告では、虐待による死亡事例の裁判記録から、保育所におけるソーシャルワーカーの必要性が問題提起された。例えば、現行の制度のもとで保育所は虐待を疑い、児童相談所にも通報をして、連携をはかったが、対応につまずき結局は子どもの死亡に至ってしまった事例から、現状の制度の限界を示された。

これらの4つの報告から当日会場に参加された約50名近い会員とさまざまな議論がなされた。それらを踏まえて、本セッションからの以下の2点を問題提起としたい。

第一に、児童養護施設等や学校にソーシャルワーカーを配置する動きがあるように、今後は保育所にもソーシャルワーカーを配置すべきである。それらが、巡回型なのか保育士資格を有するものが担うのかには多くの議論はあるが、今日、子育て支援の中心的な役割を担う保育所には必要なのではなかろうか。実際に、保育所にソーシャルワーカーが配置され、様々な問題に取り組むことによって、新たな役割が広がり、その有効性・有用性の理解が進むものと考えられる。

第二に、日本におけるソーシャルワーカーの仕事の位置づけの理解が乏しく、その有効性と有用性の社会的な承認を得なければならない。各専門領域でのソーシャルワークの議論に留まらず、ソーシャルワークの立場、考え方、広義の幅広い専門性を社会に示していかななくてはならない。その時に、保育の領域にソーシャルワークを組み込むことの有効性・有用性をより鮮明に示すことができるのではないだろうか。